

# 宮崎地区職員宿舎維持管理業務仕様書

宮崎県総務部財産総合管理課

## 【 目 次 】

I	維持管理業務を実施する施設	1
II	業務の実施体制	1
1	業務実施場所について	
2	業務時間等について	
III	職員宿舎等の維持管理に関する業務	1
1	一般・緊急修繕	
2	退去修繕	
3	緊急巡回	
4	保守点検業務	
5	業務報告	
IV	職員宿舎等の維持管理に関する業務に係る経費	3
1	管理業務費	
2	維持修繕費	
V	業務の適正な実施に関する事項	4
1	作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について	
2	法令等の遵守	
VI	立入検査の実施	4
VII	その他	4

## I 維持管理業務を実施する施設

別紙1「宮崎地区職員宿舎一覧」のとおり。

ただし、管理戸数等は、建替事業等により、若干増減があるほか、特別公舎及び宮崎地区以外の職員宿舎についても、緊急その他の必要に応じ、維持管理業務（一般修繕・緊急修繕及び退去修繕に限る。）の対象とすることがあるものとする。

## II 業務の実施体制

### 1 業務実施場所について

受託者は、職員の利便性やサービス向上を考慮して宮崎市内に所在する一つ又は複数の事務所において業務を行うこととする。

### 2 業務時間等について

平日、午前8時30分から午後5時15分までを標準業務実施時間とし、業務時間中は、受託者が占有する宮崎市内に所在する事務所に少なくとも1名以上は常駐するものとする。

ただし、標準業務実施時間外の対応も考えられるため、標準業務実施時間外における体制を整備することとする。

## III 職員宿舎等の維持管理に関する業務

受託者は、別紙2「宮崎県職員宿舎修繕負担区分」に基づいて一般・緊急修繕、退去修繕を実施することとする。

なお、原則として一般修繕・緊急修繕、退去修繕の実施にあたり1件の金額が50万円を超えるものについては、事前に財産総合管理課と協議するものとし、1件の金額が100万円を超えるものについては、県が直接、実施することとする。

### 1 一般・緊急修繕

一般・緊急修繕とは、職員宿舎の住棟建物や附属建物の本体や附帯施設設備に生じた予期せぬ事故、劣化・損耗や災害による損傷を復旧するものである。（樹木剪定及び粗大廃棄物処理等を含む。）

#### (1) 入居者対応

受託者は、修繕工事に係る依頼や苦情に対し速やかに入居者に対応する。

受託者は、事故箇所等に必要な措置をするとともに、工事請負者を指導し、入居者の安全を確保する。

また、必要に応じて入居者に修繕内容、工期等を文書にて通知する。

#### (2) 修繕費内訳書及び図面（以下「内訳書等」という。）の作成

受託者は、内訳書等を作成するものとする。ただし、原状回復に係る修繕については、設計図書の作成を省略することができる。

設計価格については、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格により積算するものとする。

#### (3) 施工者の選定及び契約

受託者が修繕を下請け業者に発注する場合は、宮崎県財務規則を参考に施工者を決定し、契約すること。

(4) 修繕状況の確認

受託者は、修繕の進捗状況と修繕内容の確認に努め、修繕を下請け業者に発注した場合、適正に行われるよう施工者に対して必要な指示等(労働者への指揮命令に当たらない範囲のものとする。)を行うこととする。

(5) 完成確認

受託者は、修繕が完成したときは、適やかに完成確認検査を行う。修繕を下請け業者に発注した場合は、施工者に対して同様の確認を行うこととする。

(6) 代金支払

受託者は、修繕を下請け業者に発注した場合、修繕の完成確認後、契約条件に基づき修繕代金を施工者に支払う。

## 2 退去修繕

退去修繕とは、職員宿舎入居者が退去したときに住宅室内の原状回復を目的とした修繕である。襖、障子、網戸及び天袋の張替え、入居者の原因による汚損、破損等の修繕に要した費用は原則として入居者の負担とする。

(1) 入居者対応

受託者は、入居者が退去するときは、職員宿舎の明渡し時における検査基準に基づき現地を確認し、修繕内容を退去予定者に指示する。

(2) 完了確認

工事が完成したときは、受託者は完了確認検査を実施する。検査に適合しない場合は、適切な指示を行い、再度、完了確認検査を実施する。

## 3 緊急巡回

緊急巡回とは、修繕を必要とする箇所の早期発見や適正な宿舎管理のための臨時的な巡回である。

受託者は、台風、豪雨及び地震等により職員宿舎が被害を受けるおそれ大きいと認められる場合は、その程度に応じて巡回を行う。

## 4 保守点検業務

保守点検とは、職員宿舎における敷地・建物及び附帯施設設備について、本来の性能や機能を維持することにより事故等を未然に防ぐことを目的として、定期的に清掃・点検及び調整する業務である。

(1) 保守点検業務内容

① 貯水槽清掃・水質検査（法定検査含む）

受託者は、対象宿舎について、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 の規定による貯水槽の清掃及び消毒を行い、同法同条の規定による検査を受ける。

作業内容等は宮崎地区職員宿舎貯水槽清掃業務委託仕様書による。

② 消防設備の点検

受託者は、対象宿舎について、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の既定による消防設備の点検を行う。

作業内容等は宮崎地区職員宿舎消防設備保守点検業務仕様書による。

(2) 保守点検業務の内容

① 入居者対応

受託者は、保守点検業務に係る問い合わせや苦情に対し速やかに対応する。  
また、必要に応じて入居者に修繕内容、工期等を文書にて通知する。

② 内訳書等の作成

受託者は、保守点検項目に係る内訳書等を作成する。

設計価格については、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格により積算するものとする。

③ 施工者の選定及び契約

受託者が修繕を下請け業者に発注する場合は、宮崎県財務規則を参考に施工者を決定し、契約すること。

④ 完了確認

受託者は、保守点検業務が完了したときは、速やかに完了確認を行う。修繕を下請け業者に発注した場合は、施工者に対して同様の確認を行うこととする。

⑤ 代金支払

受託者は、修繕を下請け業者に発注した場合、修繕の完成確認後、契約条件に基づき修繕代金を施工者に支払う

⑥ 保守点検等で確認された修繕箇所の処置

受託者は、保守点検等で確認された修繕箇所を「1 一般・緊急修繕」に準じ復旧等の処置を行う。

## 5 業務報告

(1) 一般・緊急修繕、退去修繕

受託者は、四半期毎に修繕業務報告書により県に報告する。なお、修繕業務報告書には見積書、写真（修繕前、修繕中及び修繕後等）及びその他必要なものを添付すること。

また、受託者は、すべての修繕業務が完了した場合は、修繕業務完了報告書により県に報告すること。

(2) 緊急巡回

受託者は、巡回を実施した場合は、職員宿舍巡回報告書（別記様式）により、財産総合管理課に報告する。報告書には、異常の有無及び異常があった場合の措置内容等の資料を添付する。

(3) 保守点検業務

受託者は、保守点検業務を実施した場合は、保守点検業務報告書により財産総合管理課に報告する。

## IV 職員宿舍等の維持管理に関する業務に係る経費

経費については、県の予算の範囲内で実施することとし、その方法は次によることとする。

### 1 管理業務費

管理業務費とは、保守点検業務（貯水槽清掃・水質検査（法定検査含む。）、消防設備の点検及び建築物の点検）に係る費用及び職員宿舍の管理に係る人件費等（維持修繕に関する現地調査に係る費用を含む。）の費用をいう。

なお、施設の数に増減があった場合においても、経費の増額又は減額は行わないものとする。  
ただし、I ただし書の規定により対象となった施設に係る管理業務費は、管理業務費には含まず、維持修繕費に含めるものとする。

県から受託者への支払いについては、四半期ごとに受託者からの請求に基づき、前金払いする。

## 2 維持修繕費

維持修繕費とは、一般修繕・緊急修繕、退去修繕に係る費用をいう。

県から受託者への支払いについては、県の定める額金 17,470,050 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、四半期毎に受託者からの請求に基づき、概算払いとする。概算払いをした維持修繕費については、当該四半期終了後 20 日以内に、その実績を県に報告するものとし、剰余金については県に返納するものとする。

## V 業務の適正な実施に関する事項

### 1 作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について

受託者は、契約後速やかに本委託業務にあたる作業従事者の経歴書（写真付き）、業務実施体制（組織）図及び緊急連絡体制図を作成し、県へ提出するものとする。

### 2 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行上必要な法令等を遵守すること。

- (1) 宮崎県職員宿舎管理規則（昭和 43 年規則第 11 号）
- (2) 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 38 号）
- (3) 宮崎県情報公開条例（平成 11 年条例第 36 号）
- (4) その他宮崎県職員宿舎管理に関する例規及び取扱要項等

## VI 立入検査の実施

- 1 県は、受託者の業務の実施内容及び処理実績について、随時、立入検査等を実施し、管理状況の確認及び検査を行うことができるものとする。
- 2 県は、受託者に対し検査の結果、業務内容についての改善を求めることができ、受託者この指示に従わなければならない。

## VII その他

### 1 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について、疑義が生じたときは、県と協議するものとする。

### 2 業務分担表

別紙 3 のとおり。

### 3 業務フロー

別紙 4 のとおり。

別紙 1 宮崎地区職員宿舎一覽

種別	所有	宿舎名	所在地	戸数	棟数	構造	本体延床面積	附帯施設延床面積	延床面積 (附帯施設を含む)	貯水槽
普通公舎	県	和知川原公舎	宮崎市和知川原1丁目110番	18	1	R C 3 F	1,400.37	102.00	1,502.37	-
一般宿舎	県	京塚宿舎1棟	宮崎市京塚町93番	12	1	R C 3 F	629.07	53.46	682.53	受水槽(10t)
	県	京塚宿舎2棟		12	1	R C 3 F	629.07	44.76	673.83	
	県	京塚宿舎3棟		12	1	R C 3 F	629.07	53.46	682.53	受水槽(10t)
	県	京塚宿舎4棟		12	1	R C 3 F	629.07	44.76	673.83	
	県	大塚台宿舎1棟	宮崎市大塚台西3丁目32番2	24	1	R C 4 F	1,418.88	102.66	1,521.54	-
	県	大塚台宿舎2棟	宮崎市大塚台西3丁目32番1	24	1	R C 4 F	1,552.32	84.68	1,637.00	受水槽(17.5t)
	県	大塚台宿舎3棟		16	1	R C 4 F	1,038.72	55.04	1,093.76	
	県	生目台宿舎1棟	宮崎市生目台東4丁目5番2	24	1	R C 4 F	1,664.81	71.07	1,735.88	受水槽(15t)
	県	生目台宿舎2棟		24	1	R C 3 F	1,675.15	31.07	1,706.22	
	県	引土宿舎1棟	宮崎市吉村町引土甲574	18	1	R C 3 F	1,646.13	88.20	1,734.33	受水槽(18t)
県	引土宿舎2棟	18		1	R C 3 F	1,642.30	88.20	1,730.50		
県	青葉宿舎	宮崎市青葉町158番地1	12	1	R C 3 F	1,068.34	19.00	1,087.34	-	
単身用宿舎	県	江平単身用宿舎	宮崎市江平東2丁目6番32号	44	1	R C 4 / 3 F	1,640.98	12.50	1,653.48	受水槽(8t)
計				270	14		17,264.28	850.86	18,115.14	

宮崎県職員宿舎 修繕負担区分表

**清掃** は入居者が責任を持って行うこと。 **(※県が清掃不良に伴う費用を負担することはありません。)**

**修繕** の負担区分については以下のとおり。

【 基本的な考え方 】

- ・ 入居者の故意過失による破損等や清掃不良による汚損等、軽微な修繕は入居者が負担する。
- ・ 不可抗力や経年劣化による破損等は県が負担する。

項目		状況	入居者負担	県負担		
各住戸	内装	障子	故意、過失による破損等 ※ 退去時は必ず張替ること (入居1年以内の場合、3ページ参照)	○		
			不可抗力による破損等		○	
			経年劣化による破損等		○	
		ふすま	故意、過失による破損等 ※ 退去時は必ず張替ること (入居1年以内の場合、3ページ参照)	○		
			不可抗力による破損等		○	
			経年劣化による破損等		○	
		網戸	故意、過失による破損等 ※ 退去時は必ず張替ること (入居1年以内の場合、3ページ参照)	○		
			不可抗力による破損等		○	
			経年劣化による破損等		○	
		クロス	故意、過失による汚損、キズ等 (タバコ、落書き等)	○		
			不可抗力による破損等		○	
			経年劣化による破損等 (はがれやゆがみ、かび、サビ、黒ずみ、黄ばみ等)		○	
		畳表、畳縁	故意、過失による破損等	○		
			不可抗力による破損等		○	
			経年劣化		○	
		床	故意、過失による破損、はがれ等	○		
			不可抗力による破損、はがれ等		○	
			経年劣化		○	
		設備・建具	設備(流し台、洗面台、 コンロ台、便器、浴槽等)	故意、過失により汚損、破損等	○	
				清掃不良による汚損	○	
				部品の破損、老朽	○	
				不可抗力による破損等		○
				設備全体の経年劣化		○
		建具(取手、鍵、戸車、 レール、ガラス等)	老朽、破損	○		
〈 その他 〉 入居者が設置した瞬間湯沸器やガスコンロ、エアコン等の修理、取替、撤去は <b>入居者負担</b> 住戸備付けの電気温水器やガス給湯器等の修理、取替は <b>県負担</b>						
設備・建具 ①電気設備	電気器具(換気扇、 火災報知器等)	清掃不良による汚損、破損	○			
		故意、過失によると見受けられるもの	○			
		経年劣化		○		
	電気器具(スイッチ、タオル掛、 コード、ヒューズ、ソケット等)	破損、老朽	○			
		照明器具	蛍光灯切れ及び点灯管切れ(住戸備付け分含む)	○		
	屋内配線	入居者設置分の破損、老朽	○			
		住戸備付け分の破損、老朽		○		
〈 その他 〉 コンセントの増設は <b>入居者負担</b> ※要相談 インターネット通信は <b>入居者負担</b> ※配線工事が伴う場合は要相談						

項目		状況	入居者負担	県負担		
各住戸	設備・建具 ②給排水設備	流し台等の給排水	詰まり	○		
			漏水、老朽		○	
		付属器具（蛇口パッキン、皿等）	破損、老朽	○		
共用部	建物本体	屋根	老朽、不可抗力による破損		○	
		壁面	経年劣化、不可抗力による破損		○	
		階段	汚損		○	
			不可抗力による破損			○
		柵	故意、過失による破損		○	
	不可抗力による破損				○	
	雨どい	清掃不良によるゴミ等の詰まり		○		
		故意、過失による破損		○		
		不可抗力による破損			○	
	給排水設備	散水栓・共用栓	故意、過失による破損		○	
			足洗い場等の清掃不良		○	
			水漏、老朽、不可抗力による破損			○
			詰まり			○
		貯水槽	保守点検（適切な管理）		○	
			清掃			○
			法定点検（法令に基づく検査）			○
			破損			○
		貯水槽・ポンプ室	老朽、破損			○
		浄化槽	保守点検（適切な管理）		○	
			清掃		○	
			法定点検（法令に基づく検査）			○
破損					○	
防油柵		柵内の清掃		○		
	配管の詰まり			○		
側溝	清掃不良によるゴミ等の詰まり		○			
	不可抗力による破損			○		
電気設備	共同灯	蛍光灯、点灯管の管球等の老朽（取替）※非常灯除く		○		
		故意、過失による破損		○		
		支柱、点滅器、安定器等の老朽（取替）			○	
		不可抗力による破損			○	
その他	共同アンテナ	破損		○		
	消火器等消防用設備	老朽、不可抗力による破損		○		
		法定点検			○	
	自転車置場	故意、過失による破損		○		
		汚損		○		
		不可抗力による破損			○	
	ゴミ置場	汚損		○		
		ゴミ分別		○		
		未回収ゴミの処理		○		
		ゴミ置場そのものの補修等			○	
	植栽	除草		○		
低木（1.5m未満）の剪定			○			
樹木の剪定（低木を除く）				○		
除雪			○			
害虫、動物、鳥類の駆除、防除及び巣の撤去			○			

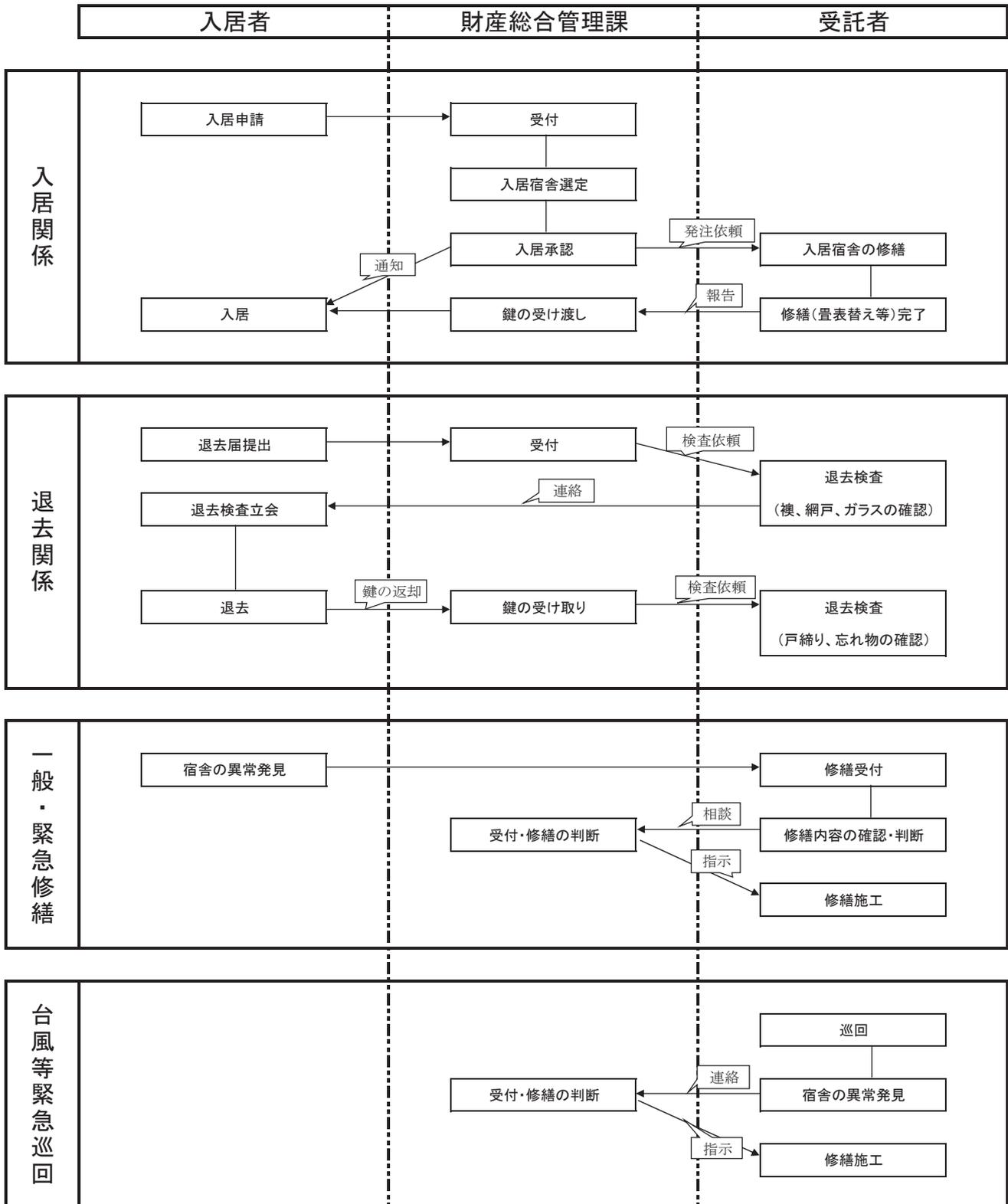
上表に無い修繕項目や判断が難しい修繕等については個別協議とします。

県負担区分に該当すると判断される修繕は、各宿舎管理担当者まで連絡してください。（「入居者のしおり」8ページ）

別紙3 業務分担表

業 務 内 容	分 担		備 考
	県	受託者	
<一般・緊急修繕> ① 入居者対応 ② 設計書の作成 ③ 請負者の選定及び契約 ④ 工事監理 ⑤ 完成確認 ⑥ 完成報告 ⑦ 代金支払	受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	緊急連絡先一覧     一般・緊急修繕実施報告書
<退去修繕> ① 入居者対応 ② 完了確認		○ ○	退去検査
<保守点検業務> ① 入居者対応 ② 設計書の作成 ③ 受託者の選定及び契約 ④ 完了確認 ⑤ 完了報告 ⑥ 業務料支払	受理	○ ○ ○ ○ ○ ○	保守点検業務完了報告書

別紙4 職員宿舎管理業務フローチャート



別記様式

## 職員宿舎緊急巡回報告書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎地区職員宿舎の緊急巡回を行ったので、別紙のとおり報告します。

巡回した職員宿舎：

住 所  
会 社 名  
代表者名  
T E L

## 宮崎地区職員宿舎貯水槽清掃業務委託仕様書

### 1 業務内容

宮崎地区職員宿舎に係る、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 の規定による貯水槽清掃業務（以下「本委託業務」という。）

宮崎地区職員宿舎の飲料水の受水槽及び高架水槽（以下「貯水槽」という。）の清掃作業は、この仕様書に基づき実施するものとする。

### 2 作業対象貯水槽

別紙 1 のとおり。

### 3 作業回数及び作業日程

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間に 1 回実施する。

なお、作業時期については、県担当者と協議の上決定するものとする。

### 4 本委託業務の実施者

(1) 本委託業務の実施者は、次の要件をすべて満たさなければならない。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 5 号又は第 8 号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 156 号）附則第 3 条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。

イ 本店又は支店が宮崎市内にあること。

ウ 宮崎県貯水槽清掃協同組合、又は社団法人全国建築物飲料水管理協会に加入している業者であること。

(2) 乙は、本委託業務を乙以外の者に委託する場合には、事前に甲と協議を行い、甲の承認を得なければならない。

### 5 現場責任者等の届出

(1) 作業に当たっては、あらかじめ次に掲げる者を貯水槽清掃作業届出書（別記様式第 1 号）により届け出るものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

ア 作業監督者 建築物環境衛生管理技術者又は厚生労働大臣の定めるところにより飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者で、作業員を監督し、指導する。

イ 作業員 作業監督者の監督又は指導を受けて、貯水槽清掃作業に従事する。

(2) 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 作業監督者が建築物環境衛生管理技術者又は厚生労働大臣の定めるところにより飲料水の貯水槽に関する講習の課程を修了した者（講習修了後 6 年以内の者に限る。）であることを証する書類の写し

イ 作業員が腸管系伝染病の有無について、作業実施日以前 6 月以内に検査を受け、保菌していないことを証する書類の写し

## 6 作業上の配意事項

### (1) 作業員関係

- ア 作業員は、腸管系伝染病の検査を6ヶ月以内に受けた無菌者であって、健康状態の良好な者が作業に従事するものとし、不良の者は作業に従事しないこと。
- イ 作業員は、爪等を短く整えるとともに、全身を清潔に保つこと。
- ウ 作業服、靴下、作業手袋及び靴に至るまで、貯水槽専用に準備され、かつ、清潔な物を使用すること。
- エ 貯水槽専用作業衣を着用したあとは、清掃完了まで、他の業務についたり、不潔な場所に入ったりしないこと。
- オ 作業員は、貯水槽に入る前に必ず手及び足を石鹼で洗うとともに、有効塩素50ppm～100ppm濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒すること。
- カ 作業員は、従事者研修を受講した者であること。

### (2) 使用機器関係

- ア 使用機器は、貯水槽の清掃専用のもを使用し、他に使用しないこと。
- イ 使用機器は、使用前に有効塩素50ppm～100ppm濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒し、作業が衛生的に行われるようにすること。

### (3) 清掃関係

- ア 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止に努めること。
- イ 貯水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、貯水槽周辺からの清掃貯水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。
- ウ 貯水槽の清掃は、同じ日に受水槽の清掃を行った後に、高架水槽の清掃を行うこと。
- エ 貯水槽壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。
- オ 洗浄汚水の排水は、完全に行うこと。
- カ 清掃終了後、水道水の引き込み管等の停滞水、もらい錆等が貯水槽に流入しないようにすること。

### (4) 貯水槽内の消毒関係

- ア 消毒薬は、有効塩素50ppm～100ppm濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- イ 消毒は、貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒液を高压洗浄機を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシを使用して行うこと。
- ウ ア及びイの方法により2回以上消毒を行うこと。1回毎に30分間以上の放置時間を確保すること。
- エ 第2回目の消毒後、水道水による再洗浄を行う。
- オ 再洗浄後の残水は消毒副生成物の発生の可能性もあるので、完全に残水処理機等を使って排除し、使用機器の撤去を行う。
- カ 最終消毒後は、一切入槽しないこと。

### (5) 清掃終了後の水質検査等関係

- ア 貯水槽の水張り終了後に、平成15年3月25日付け厚生労働省告示第119号で示された基準に従い、色度、濁度、臭気及び味の水質検査と残留塩素の測定を行うこと（DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法）。
- イ 水質検査と遊離残留塩素の測定は、受水槽、高架水槽及び当該貯水槽系末端給水栓の各々について行うこと。  
特に、遊離残留塩素の測定は、清掃前と清掃後の2回行うこと。

ウ 貯水槽への送水時に液面制御装置、揚水ポンプ等の機能点検を行うほか、漏水の点検を行うこと。

エ マンホール、蓋等は、貯水槽の清掃、消毒、水洗いと同様に処理し清掃終了後、密閉施錠すること。

オ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和34年法律第79号）等の規程に基づき適切に処理すること。

## 7 作業結果の報告

- (1) 清掃が終了したときは、遅滞なく貯水槽清掃報告書（別記様式第2号）により、その作業結果を報告しなければならない。
- (2) 前項の報告書には、清掃対象貯水槽の全体、清掃前、清掃中、消毒中、清掃後及び特に補修が必要な部分の写真を添付するものとする。
- (3) 前各号の書類は、5年間保存するものとする。

別紙 1 宮崎地区職員宿舎一覽

種別	所有	宿舎名	所在地	戸数	棟数	構造	本体延床面積	附帯施設延床面積	延床面積 (附帯施設を含む)	貯水槽
普通公舎	県	和知川原公舎	宮崎市和知川原1丁目110番	18	1	R C 3 F	1,400.37	102.00	1,502.37	-
一般宿舎	県	京塚宿舎1棟	宮崎市京塚町93番	12	1	R C 3 F	629.07	53.46	682.53	受水槽(10t)
	県	京塚宿舎2棟		12	1	R C 3 F	629.07	44.76	673.83	
	県	京塚宿舎3棟		12	1	R C 3 F	629.07	53.46	682.53	受水槽(10t)
	県	京塚宿舎4棟		12	1	R C 3 F	629.07	44.76	673.83	
	県	大塚台宿舎1棟	宮崎市大塚台西3丁目32番2	24	1	R C 4 F	1,418.88	102.66	1,521.54	-
	県	大塚台宿舎2棟	宮崎市大塚台西3丁目32番1	24	1	R C 4 F	1,552.32	84.68	1,637.00	受水槽(17.5t)
	県	大塚台宿舎3棟		16	1	R C 4 F	1,038.72	55.04	1,093.76	
	県	生目台宿舎1棟	宮崎市生目台東4丁目5番2	24	1	R C 4 F	1,664.81	71.07	1,735.88	受水槽(15t)
	県	生目台宿舎2棟		24	1	R C 3 F	1,675.15	31.07	1,706.22	
	県	引土宿舎1棟	宮崎市吉村町引土甲574	18	1	R C 3 F	1,646.13	88.20	1,734.33	受水槽(18t)
県	引土宿舎2棟	18		1	R C 3 F	1,642.30	88.20	1,730.50		
県	青葉宿舎	宮崎市青葉町158番地1	12	1	R C 3 F	1,068.34	19.00	1,087.34	-	
単身用宿舎	県	江平単身用宿舎	宮崎市江平東2丁目6番32号	44	1	R C 4 / 3 F	1,640.98	12.50	1,653.48	受水槽(8t)
計				270	14		17,264.28	850.86	18,115.14	

別記様式第1号

貯水槽清掃作業者届出書	
委託の内容	宮崎地区職員宿舎貯水槽清掃業務委託
委託の場所	宮崎市京塚町他 (宮崎地区職員宿舎)
期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日
委託金額	金 円
作業従事者	作業監督者氏名
	作業員氏名
	作業員氏名
	作業員氏名
	作業員氏名
<p>上記のとおり、宮崎地区職員宿舎の貯水槽清掃作業に従事する者を届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受託者 住 所 商号又は名称</p> <p>代表者氏名</p> <p>宮崎県知事 河野 俊嗣 殿</p>	

※ 添付書類

- (1) 作業監督者…建築物環境衛生管理技術者の免状又は厚生労働大臣の指定する講習会の修了書の写し
- (2) 作業員…腸管系伝染病の検査を受け、保菌していないことを証する書類の写し

別記様式第2号

貯水槽清掃報告書

令和 年 月 日

宮崎県知事

殿

依頼者

登録番号  
住 所  
会社名  
代表者名  
T E L

宮崎県

貯一 号

## 宮崎地区職員宿舎消防設備保守点検業務仕様書

### 1 目的

甲は、次に掲げる宮崎地区職員宿舎の消防設備について、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 3 の規定による保守点検に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### 2 対象物件

次のとおり。

- |     |     |                           |
|-----|-----|---------------------------|
| (1) | 所在地 | 宮崎市江平東 2 丁目 6 番 3 2 号     |
|     | 宿舎名 | 江平単身用宿舎                   |
| (2) | 所在地 | 宮崎市青葉町 1 5 8 番地 1         |
|     | 宿舎名 | 青葉職員宿舎                    |
| (3) | 所在地 | 宮崎市和知川原 1 丁目 1 1 0 番      |
|     | 宿舎名 | 和知川原公舎                    |
| (4) | 所在地 | 宮崎市京塚町 9 3 番              |
|     | 宿舎名 | 京塚職員宿舎                    |
| (5) | 所在地 | 宮崎市大塚台西 3 丁目 3 2 番 1 及び 2 |
|     | 宿舎名 | 大塚台職員宿舎                   |
| (6) | 所在地 | 宮崎市生目台東 4 丁目 5 番 2        |
|     | 宿舎名 | 生目台職員宿舎                   |
| (7) | 所在地 | 宮崎市吉村町引土甲 5 7 4           |
|     | 宿舎名 | 引土職員宿舎                    |

### 3 対象設備

保守点検の対象となる消防設備は、「別紙 1」に掲げるとおりとする。

### 4 本委託業務の実施者

- (1) 本委託業務の実施者は、「別紙 2」に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (2) 乙は、本委託業務を乙以外の者に委託する場合には、事前に甲と協議を行い、甲の承認を得なければならない。
- (3) 乙は、委託業務を行うため、この契約締結後遅滞なく、法 17 条の 6 消防設備士等の免状の交付を受けている者（以下「保守担当者」という。）を選任し、別記様式第 1 号による保守担当者選任（変更）届を甲に提出しなければならない。保守担当者を変更したときも、同様とする。
- (4) 乙は、保守担当者を委託業務に従事させなければならない。

### 5 定期保守点検

#### (1) 実施方法

保守点検を受託した者は、保守点検に当たって、法及びその他の関係法令、並びに平成 14 年 3 月 12 日付け消防庁告示第 2 号及び第 3 号に従って、次のとおり実施するものとする。

ア 機器点検及び総合点検は、5 月に実施すること。

イ 機器点検は、11月に実施すること。

なお、消防法等に基づく点検基準が記載されている設備については、当該点検基準に従う適正な点検を行うこと。

(2) 保守点検の報告書等

保守点検の結果報告書は、消防法等に定められている様式で作成し、提出（必要に応じて消防署に報告）すること。

なお、消防法等に基づく点検結果の報告書の様式が定められている設備については、当該報告書の様式を用い、必要に応じて測定結果等を別紙書として添付すること。

また、自動火災報知設備、非常放送設備等の消防設備の取扱要領を契約後、速やかに消防設備に貼付し提出すること。

6 臨時保守点検

保守点検を受託したものは、消防設備が故障した場合において、県から連絡を受けた場合には、夜間、休日を問わず直ちに障害の復旧に着手し、速やかに監督員に別に定める様式により報告すること。また、夜間、休日緊急連絡先を別に定める様式により提出すること。

7 保守担当者選任届出書

保守担当者選任届出書の様式は別記様式第1号のとおりとし、契約書に添付して提出すること。当該届出書に、消防法第17条の6の消防設備士等の免状の写しを添付すること。

8 自衛消防訓練の協力

消防訓練を実施する際は、消防設備に関する訓練の器具準備、取扱説明、放送設備等の協力を行うこと。

9 損害賠償

(1) 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(2) 乙は、点検業務の実施について、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(3) 乙は、前項の規定による損害賠償の義務を履行するため、次に掲げる額を限度とする責任保険に加入しなければならない。

1 事故につき2億円（対人、対物合計）

10 保守点検業務報告書の提出

乙は、委託業務を実施したときは、保守点検業務報告書（別記様式第2号）その他の関係書類を添えて、その結果を甲に報告しなければならない。

別紙1 消防設備保守点検業務数量表

区分	機 器 名		単 位	江平 単身宿舎	青葉 職員宿舎	その他の 職員宿舎	計
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機	P-1 10回線	台				0
		P-1 15回線	台				0
		P-1 20回線	台				0
		P-1 25回線	台				0
		P-1 30回線	台				0
		P-1 35回線	台				0
		P-1 40回線	台				0
		P-2 3回線	台				0
	P-2 5回線	台				0	
	副受信機	10回線ごと0.007	台				0
	感知器	差動式分布型	個				0
		差動式スポット51～ 100個まで	個				0
		定温式スポット	個				0
	煙感知器	イオン化式	個				0
		光電式	個				0
	発信器	光電式分離型	組				0
		P-1	個				0
		P-2	個	11	6		17
	ベル		個	11	6		17
	消火栓起動装置		式				0
	配線		式	1	1		2
常用電源		式	1	1		2	
予備電源		式				0	
非常電源	自家発電設備	式				0	
	蓄電池設備	式	1	1		2	
誘導灯 設備	誘 導 灯	灯				0	
	誘導標識	面				0	
屋 内 消 火 栓	加圧送水装置	台				0	
	操 作 盤	台				0	
	屋内消火栓	台				0	
	起動用スイッチ	個				0	
	表示灯	個	11	6		17	
	呼水装置	式				0	
	水源	式				0	
放水試験	式				0		
消火器		個	10	6	107	123	
ガ警 ス報 漏設 れ備	受信機2級	台				0	
	副受信機	台				0	
	検知器	個				0	
	ベル	個				0	
非 常 用 放 送 設 備	増幅器	出力 60W	式				0
		出力 400W	式				0
	遠隔操作器		台				0
	スピーカ	スピーカ	台				0
		音量調節器	個				0
	起動装置	押しボタン	個				0
	常用電源		式				0
非常電源		式				0	
排 煙 設 備	制御盤	10回路以上1回線ごとに0.005+	面				0
	排煙口		個				0
	防火シャッター		枚				0
	防火ドアS		枚				0
	防火ドアW		枚				0
	排煙装置 (モーター駆動)		台				0
排煙装置起動盤		面				0	

宮崎地区職員宿舎等の消火器の内訳は  
右表のとおり。

和知川原宿舎	9本
京塚宿舎	24本
大塚台宿舎	32本
生目台宿舎	24本
引土宿舎	18本
合計	107本

下記（１～６）に掲げる条件をすべて満たすこと

- 1 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058の3。以下「要綱」という。）第2条に規定する「消防用設備の点検及び整備に係る業務」について、要綱3条に規定する入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
- 2 宮崎県内に本店を有していること。
- 3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに宮崎県内に所在する建物において「建築物に係る消防用設備の点検及び整備業務」を元請として実施した実績があり、当該期間における年度平均の受注金額が100万円以上であること。
- 4 次の事項をすべて満たす技術者を配置することができること。
  - ア 次の各号のいずれかの資格を有する者（複数の者により各号の一に記載する資格を満たす場合を含む。）であること。
    - ①「第1種消防設備点検資格者」及び「第2種消防設備点検資格者」
    - ②「第1種消防設備点検資格者」及び「第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士」
    - ③「第2種消防設備点検資格者」及び「乙種消防設備士（第6類）」
    - ④「第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士」及び「乙種消防設備士（第6類）」
  - イ 誘導灯及び誘導標識の点検に係る次の各号のいずれかの資格を有する者であること。
    - ①「第2種消防設備点検資格者」
    - ②「第4類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士」及び「電気主任技術者又は電気工事士」
    - ③「乙種消防設備士（第7類）」及び「電気主任技術者又は電気工事士」
- 5 当該業務の実施にあたり、「1組（2名以上）」の班編成を行うことができ、班編成者の内訳については、次の条件を満たす者を配置すること。

（①、②はそれぞれ、別の者でなければならない。）

①「第1種消防設備点検資格者相当者」	1名以上
②「第2種消防設備点検資格者相当者」	1名以上
- 6 365日（24時間）の緊急連絡体制が整備され、緊急時等において、速やかに業務が実施できること。

別記様式第 1 号

保守担当者選任（変更）届	
委託の内容	宮崎地区職員宿舎消防設備保守点検業務
委託の場所	宮崎市京塚町他 (宮崎地区職員宿舎)
期 間	自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日
委託金額	金 円
保守担当者氏名	
消防設備士等資格者 証の種類及び番号	
<p>上記のとおり、保守担当者を選任（変更）したので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受託者 住 所 商号又は名称</p> <p>代表者氏名</p> <p>宮崎県知事 河野 俊嗣 殿</p>	

注 消防法第 17 条の 6 の消防設備士等の免状の写しを添付すること。

履 歴 書

現 住 所	
-------	--

氏 名		生年月日 年 月 日
-----	--	------------

学 歴

--

--

--

職 歴

--

--

--

--

--

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 印

別記様式第2号

## 消防設備保守点検業務報告書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

令和8年度消防設備保守点検結果を別紙のとおり報告します。

受託の場所：

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
T E L